

一関市市民活動団体災害ボランティア活動推進指針

1. 指針策定の背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、数多くのボランティアが被災地の復旧・復興や被災者の支援のために活躍しましたが、このことをきっかけに国民にボランティア活動の意義が広く認知され、この年は「ボランティア元年」と呼ばれました。その後も平成16年10月の新潟県中越沖地震、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、その他近年の台風・大雨による風水害や火山噴火など、国内において自然災害が頻発しており、そのたびにボランティアが力を発揮してきた経緯があります。

一関市でも、北上川や砂鉄川など河川氾濫がたびたび発生していますが、昭和22年にカスリン台風、昭和23年にアイオン台風と2年連続で北上川流域に与えた被害は大きく、死者500余人、流出家屋約600戸と未曾有のものでした。

その後の自然災害として、平成14年7月の6号台風による水害では、東山町、川崎町の砂鉄川流域で床上浸水743戸、床下浸水222戸、JR大船渡線の長期運休など大きな被害を受けました。

平成20年6月14日に発生した岩手宮城内陸地震は、死亡1人、負傷2人の人的被害をはじめ、大規模な土砂崩れなど、甚大な被害がありました。さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸部で津波により命を落とした死者・行方不明者が26人の他、落下物による負傷や割れたガラスによる切り傷など35人が負傷し、内陸部では大きな人的被害には至らなかったもののライフラインや住宅被害は甚大な被害となりました。

近年では、平成25年7月に発生した東山町松川での豪雨災害において、東日本大震災で得られた経験が活かされた一方で、依然として大震災と同様の課題として平常時からの取り組みを充実させていくことの重要性が再認識されています。

こうしたことから、本指針は、過去の災害の経験やボランティア活動の成果・課題を踏まえ、今後の災害に備えた取り組みの方向性を示し、関係機関・団体が認識を共有し、官民協働で一層活発かつ効率的な災害ボランティア活動が展開されるように策定するものです。

2. 平成25年7月の豪雨災害におけるボランティア活動の状況・課題

被害を受けた東山町で一関市社会福祉協議会が一関市と協議し、社協独自の災害ボランティアセンターを初めて設置しましたが、一関市が広域になったことで激甚災害の対象とならなかったため、円滑な運営ができなかった点や、NPO等や専門ボランティアの受け入れは一関市が担うことになっていたため、ボランティア受け入れ窓口がわかりづらかったことから、災害ボランティアセンター及び行政において混乱が生じた例が見られました。また、行政、社会福祉協議会、NPO等の市民活動団体間での連携が不十分であり、効果的な支援ができていない面がありました。

3. 市民活動団体災害ボランティア活動推進のための基本視点

(1) 地域の協力体制を整える仕組みの構築

大規模災害時には、災害規模や被災者ニーズをできる限り速やかに把握し、その状況に応じて必要な地域のボランティアの確保が急務であることから、市民活動団体からのボランティアを受入れるとともに、より効果的な支援活動が行われるよう平常時から市民活動団体による防災ボランティアの協力体制を構築するなど地域の協力体制を整える取り組みを推進していきます。

(2) 関係機関・団体のネットワークの構築

災害時には、市民活動団体を含め、防災ボランティア関係機関・団体が速やかに連携・協力して活動することが重要であるため、平常時から顔の見える関係を構築します。

4. 防災ボランティア活動推進のための取り組み

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた取り組み

①一関市社会福祉協議会は、防災ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、一関市災害ボランティア活動推進マニュアルを活用し、関係機関・市民活動団体の参画を得て、設置・運営訓練を実施する。

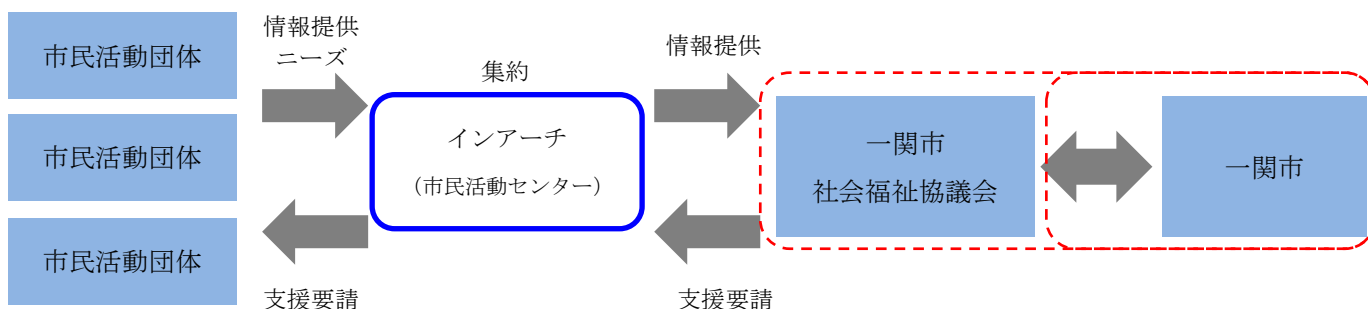
②一関市は、一関市災害ボランティア活動推進マニュアルを活用した災害ボランティアセンターの円滑な運営に関して、一関市社会福祉協議会と市民活動団体との協働体制等を求めています。

(2) 行政、社会福祉協議会、市民活動団体三者間の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取り組み

①平常時からの取り組み

- ・一関市は、災害ボランティアセンターを設置する一関市社会福祉協議会と NPO 等や専門ボランティアの受入れ体制と役割分担について十分協議し、支援体制を整備するよう求めています。
- ・いちのせき市民活動促進会議インアーチは、平常時から市民活動団体や関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につなげるため、協力・連携団体から災害時で支援活動ができる内容をリスト化し、役割分担を明確にします。
- ・一関市内市民活動団体は、地震や大雨など自然災害が発生する恐れがある場合には、災害発生の有無にかかわらず市民活動団体ネットワーク連絡網を活用し、情報の共有を図ります。

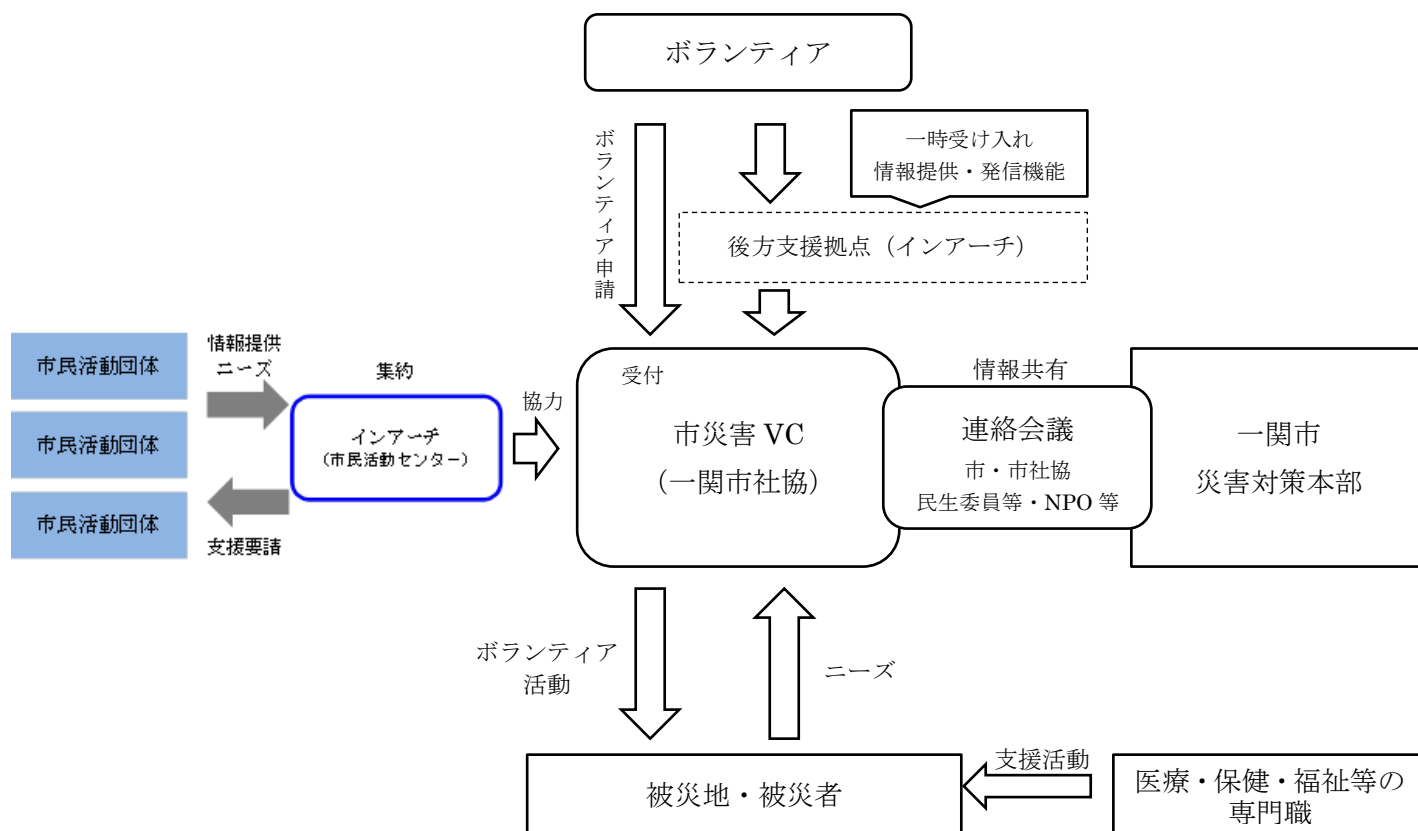
【平常時のネットワーク】



②災害時の取り組み

- ・一関市災害ボランティアセンターは、一関市と連携し、医療・保健・福祉等の専門ボランティア活動が円滑に行われるよう、求めに応じて協力・連携します。
- ・一関市災害ボランティアセンターの後方支援として、インアーチ事務局（いちのせき市民活動センター）がハブ的機能を持ち、情報収集・発信を行い、市民活動団体所属のボランティアの受入れについて、一関市災害ボランティアセンターとの調整を行います。
- ・一関市内市民活動団体は、支援要請に即応するため、市民活動団体ネットワーク連絡網を活用し、災害ボランティア活動に参加し、継続的な支援を実施します。
- ・災害時の活動においては、災害ボランティアセンターの指示のもと団体ごとに保険をかけることとします。

【災害時のネットワーク】



附則

この指針は、平成 28 年 1 月 17 日より施行する。